

食安監発0215第1号  
平成25年2月15日

京都府健康福祉部長 殿

厚生労働省医薬食品局食品安全部監視安全課長

オーストリア産西洋わさびの回収等について（依頼）

検疫所におけるモニタリング検査の結果、下記の貨物よりジフェノコナゾール(0.02 ppm)を検出し、食品衛生法第11条第3項に違反することが判明しました。

当該貨物は既に通関済との報告を受けているため、貴自治体において下記輸入者に対し、当該品が国内において販売等されることがないように対応方よろしくお願いいたします。また、対応終了後、その概要を当課あて御報告いただくよう併せてお願いいたします。

なお、輸入者に対しては検疫所より当該貨物は食品衛生法第11条第3項違反であるため、その措置については貴自治体の指示に従うよう指導しています。

記

品名	西洋わさび
届出数量	6 CT 30.00 kg
輸出国	オランダ
産地又は製造者	オーストリア
輸入者	エフ・アイ・エス株式会社 京都府宇治市宇治壺番132-4
届出先	関西空港検疫所 食品監視課
届出年月日	平成25年1月30日
輸入届出受付番号	第63008173731号1欄
検査結果	ジフェノコナゾール(0.02 ppm)検出
違反確定日	平成25年2月12日